

「I DO NOTO BASE（アイ ドゥ ノト ベース）」規則

（目的）

第1条 この規則は、石川県が主導する「能登起業チャレンジ応援プロジェクト」の一環であるコンテナハウス型の長期滞在拠点「I DO NOTO BASE（アイ ドゥ ノト ベース）」（以下「本施設」）に関し必要な事項を定め、その適正な管理・運営を図ることを目的とする。

（管理運営）

第2条 本施設の管理運営は、一般社団法人能登官民連携復興センター（以下「運営者」という。）が行うものとする。

（本施設の名称、所在地、種類及び定員）

第3条 本施設の名称、所在地、居室の種類は、別表1のとおりとする。

別表1

施設名	I DO NOTO BASE		
所在地	石川県輪島市三井町洲衛10部5番		
種類	居住棟	(14.46m ²)	19室
	居住棟(BF仕様)	(14.46m ²)	1室
	共有棟	(45.59m ²)	1室

（応募資格）

第4条 入居者の応募資格は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 珠洲市、輪島市、七尾市、能登町、穴水町及び志賀町以外の区域に居住する個人
- (2) 応募日において満十八歳に達していること
- (3) 次のア～キのいずれにも該当しないこと
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自らの団体もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - キ イからカまでに掲げる者がその運営に実質的に関与している者

(選考及び許可等)

第5条 入居を希望する者は、運営者が定める応募期間内に、運営者が指定する応募フォームから応募しなければならない。

2 運営者は、前項の応募があった場合には、書類及び面談により選考を行い、入居の可否を決定し、本人に通知する。

3 入居を許可された者は、所定の手続の上、運営者と賃貸借契約（定期借家契約）を締結し、指定された期限までに入居しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、運営者が特に必要と認めたときは、入居させができる。

(入居許可の取消)

第6条 次の各号に該当するときは、運営者は入居の許可を取り消すことができるものとする。

(1) 入居にあたって提出した書類に虚偽の記載があったとき

(2) 指定した期限までに入居しないとき

2 運営者は前項の規定により入居の許可を取消したときは、入居許可取消通知書を本人に交付する。

(入居期間及び再契約)

第7条 入居を許可された者の入居できる期間は、賃貸借契約書に定める契約期間とし、契約開始日を起算日として、一ヶ月以上六ヶ月以内とする。

2 契約期間満了後も引き続き入居を希望する場合は、契約期間満了日の一ヶ月前までに運営者が指定する申請フォームから申請しなければならない。

3 運営者は、前項の申請があった場合には、書類及び面談により審査を行い、再契約の可否を決定し、本人に通知する。

4 再契約を許可された者は、所定の手続の上、運営者と賃貸借契約（定期借家契約）を締結しなければならない。ただし、再契約を行う場合において、初回契約の契約開始日を起算日として累積した契約期間が、二年を超えてはならない。

(賃料)

第8条 入居者は、別表2に定める賃料を、毎月運営者が指定する日に口座振替により支払うものとする。

2 月の十五日以前に退居したとき、若しくは利用を中止したとき、又は月の十六日以後に入居したとき、若しくは利用を開始したときは、その月分の賃料はそれぞれ別表2の二分の一とする。

別表2

施設名	種類	賃料
I DO NOTO BASE	居住棟	月額 15,000円 (共益費別)
	居住棟 (BF仕様)	月額 15,000円 (共益費別)

(賃料の免除)

第9条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、運営者は賃料を免除することができるものとする。

- (1) 大学生
- (2) 高等専門学生
- (2) 短期大学生
- (3) 大学院生
- (4) 専門学生
- (5) その他運営者が認める者

2 前項の免除を受けようとする入居者は、賃料免除申請書（様式第1号）を運営者に提出しなければならない。

3 運営者は、前項の申請があった場合には、免除の可否を決定し、本人に通知する。

(共益費)

第10条 入居者は、次の各号に定める費用について、別表3に定めるとおり共益費として、入居当月から退居当月までの間、毎月運営者が指定する日に口座振替により支払うものとする。ただし、共益費の額は、運営者が必要と認める場合に変更することができる。

- (1) 水道料
 - (2) ガス料
 - (3) Wi-Fi通信料
- 2 月の十五日以前に退居したとき、若しくは利用を中止したとき、又は月の十六日以後に入居したとき、若しくは利用を開始したときは、その月分の共益費はそれぞれ別表3の二分の一とする。
- 3 入居者は、電気料について、電力会社と契約を締結し、当該契約に基づき、電力会社に対して直接支払うものとする。

別表3

施設名	種類	共益費（内訳）
I DO NOTO BASE	居住棟	月額 7,000円 (水道料、ガス料、Wi-Fi通信料を含む)
	居住棟（BF仕様）	月額 7,000円 (水道料、ガス料、Wi-Fi通信料を含む)

(ハウスクリーニング料等)

第11条 入居者は、退居時に実施する居室のハウスクリーニング費用を運営者が指定する日に口座振替により支払うものとする。

2 ハウスクリーニング料の額は、別表4のとおりとする。ただし、ハウスクリーニング料の額は、運営者が必要と認める場合に変更することができる。

3 入居期間が1年を超える場合は、再契約を行う場合には、施設維持管理のため、再契約時に再度ハウスクリーニング料を支払うものとする。

4 入居者の故意・過失、善管注意義務違反、又は通常の使用を超える使用により生じた汚損・毀損の修繕費用は、前項による費用と別に入居者が支払うものとする。

別表4

施設名	種類	ハウスクリーニング料
I DO NOTO BASE	居住棟	15,000円
	居住棟 (BF仕様)	15,000円

(定期活動報告)

第12条 入居者は活動レポートを、毎月所定の日に運営者が指定する方法により提出しなければならない。

(施設の保全)

第13条 入居者は、施設内の秩序の維持及びその施設、設備、備品等の保全並びに快適な環境の保持のため、次の各号の定めるところに従わなければならない。

- (1) 居室（居住棟）を居室以外の目的に使用しないこと
 - (2) 居室には、入居を許可されていない者を宿泊させてはならない。
 - (3) 居室を転貸あるいは譲渡しないこと
 - (4) 居室の改造、模様替えその他の工事をしないこと
 - (5) 入居者の責めにより施設、備品を滅失毀損したときは、運営者に届け出て、その損害を弁償すること
 - (6) 石油を燃料とする暖房器具（ストーブ等）の火気を伴う暖房器具の持ち込み及び使用をしないこと
 - (7) 居室内で喫煙しないこと
 - (8) 防火、衛生、施設の保全等管理上の必要から、運営者が実施する居室の立ち入りに従うこと
 - (9) 宗教や政治に関する勧誘、物品販売など、他の入居者や地域住民に不利益や不快感を与える行為をしないこと
 - (10) その他施設の保全上、運営者の定めるところに従うこと
- 2 居室の防災は、入居者各自の責任とし、共有棟については、運営者が連帯して保全に努めるものとする。

(自己の都合または契約期間満了による退居)

第14条 入居者が退居を希望する場合は、退居日の一か月前までに、運営者に退居届（様式第2号）を提出しなければならない。

2 契約期間満了により退居する者は、運営者に退居届（様式第2号）を提出し、期間満了の日までに退居しなければならない。

(退居処分)

第15条 入居者が次の各号の一に該当すると認められるときは、運営者は契約を解除し、退居を命ずることができる。

- (1) 賃料又は共益費について、二か月以上納入を怠り、運営者が催告したにもかかわらず履行しないとき
- (2) 活動レポートの提出を二か月以上怠り、運営者が催告したにもかかわらず履行しないとき

- (3) 居室（居住棟）を居住の用以外に使用したとき
- (4) 管理運営上の秩序を著しく乱す行為があったとき
- (5) 本規則に違反したとき
- (6) 賃貸借契約書に定める条項に違反したとき
- (7) 入居にあたって提出した書類に虚偽の記載があったとき

(居室の引き渡し等)

第16条 入居者が第14条から前条までの規定により退居するに当たっては、事前に居室設備及び備品について、点検を受けなければならない。

2 入居者が第14条から前条までの規定により退居するに当たっては、運営者に居室及びその施設、備品の引き渡し並びに賃料等の精算を行わなければならない。

(施設の備品)

第17条 施設の主な設備及び備品は別表5のとおりとする。

別表5

居室の種類	設備及び備品	数量
居住棟/ 居住棟（BF仕 様）	ユニットバス	1式
	IHミニキッチン	1台
	机	1台
	シェルフ（棚）	1台
	椅子	1脚
	ベッド	1台
	マットレス	1枚
	32型テレビ	1台
	冷蔵庫	1台
	電子レンジ（単機能）	1台

(雑則)

第18条 運営者が正当な理由に基づき必要と認める場合は、この規則の定めによらない取扱いをすることができる。

2 この規則に定めるもののほか、施設の管理及び運営に関し重要な事項は、運営者が定める。